

**令和7年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 1	障害福祉サービス給付費等の地域差分析の調査研究
補助基準額	15,000 千円を上限とする
事業概要	障害福祉サービス給付費等についての地域差分析の調査研究を行い、報告書の作成を行う。
指定課題を設定する背景・目的	障害者総合支援法（平成十七年法律第百二十三号）第八十九条の二の二第一項では、主務大臣は、市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成、実施及び評価並びに障害者等の福祉の増進に資するため、障害福祉等関連情報について調査及び分析を行う旨規定されており、令和5年4月より障害福祉サービスデータベースの本格運用が開始された。 障害福祉サービスデータベースでは、国が収集したデータを集計し、その結果を各自治体に提供しているが、障害福祉サービス給付費等の地域差の実態は明らかにされていないため、市区町村及び都道府県の障害福祉サービス給付費等の地域差の実態について調査研究及び分析を行い、報告書を作成する。
想定される事業の手法・内容	・ データを活用した地域差分析の調査研究 ・ 地域差分析の調査研究を踏まえた報告書の作成 有識者会議等の開催 無 ☒ (6 名程度 × 4 回程度開催) ワーキンググループの開催 ☐ 有 (名程度 × 回程度開催) シンポジウム・研修等開催 ☐ 有 (名規模 × 回程度開催) アンケートの実施 ☐ 有 (名規模 × 回程度実施) ヒアリングの実施 無 ☒ (5 自治体 × 1 回程度実施)
求める成果物の活用方法 （施策への反映）	成果物として、データを活用した地域差分析の調査研究結果及び把握された課題等を取りまとめた報告書を想定している。 当該報告書の活用方法として、障害福祉サービスの地域差に関する検討に活用するほか、各自治体が市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成、実施及び評価並びに障害者等の福祉の増進に資する政策立案の際に、当該報告書を活用できることを想定している。 成果報告書印刷・納本 ※必須 10 部印刷・納本及び WEB 公開 パンフレット等の作成 ☐ 有 (部印刷・配布 / WEB 公開)
担当課室名 （内線番号）	企画課給付管理係（内線 3009）

**令和7年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 2	療育手帳その他関連諸施策との運用上の課題および発達障害の初診ニーズに向けた取り組みに関する実態調査
補助基準額	12,000 千円を上限とする
事業概要	療育手帳において、判定方法により交付の対象外となる方や、重複障害のある方の判定、再判定の期間等にばらつきがあることに加えて、判定結果の医療機関への共有等、療育手帳の運用方法の統一化に向けて詳細な検討の必要性が指摘されている。療育手帳の交付判定及び知的障害に関する専門的な支援等に資する知的能力・適応行動の評価手法の開発のための研究の内容も踏まえ、判定や支援の場における運用方法の統一化を進めた場合に想定される影響や課題について、判定や支援の場における運用に向けてより具体的な方法や課題の整理を行うことを目的とする。 また、各都道府県、政令指定都市単位での発達障害の初診待機解消に向けた取り組みや診断待機児の把握状況や、待機期間の支援体制等について、家族がこどもの発達障害の診断に疑いをもったときに、現状どのような支援があるか、また必要であるかを調査する。
指定課題を設定する背景・目的	知的障害児・者が各種支援を受けやすくするために療育手帳制度が運用されているが、法的根拠がなく、国から知的障害の判定方法等が具体的に示されていないため、自治体ごとに交付対象の範囲にばらつきがあることを指摘されている。 これまで障害者総合福祉推進事業等で実施された調査研究により、療育手帳の運用方法の統一化にあたって、知的障害児者への支援への影響、自治体の判定業務の負担の増加、発達障害の取扱い、精神障害者保健福祉手帳の運用への影響等、様々な観点からの検討が必要であることが判明しており、令和6年度事業においては、療育手帳の交付判定及び知的障害に関する専門的な支援等に資する知的能力・適応行動の評価手法の開発のための研究の内容を踏まえ、判定や支援の場における運用に向けた具体的な方法の論点整理を行なった。本事業では、令和6年度事業において収集した情報や療育手帳の交付判定及び知的障害に関する専門的な支援等に資する知的能力・適応行動の評価手法の開発のための研究の内容を踏まえ、判定や支援の場における運用に向けたより具体的な課題の抽出・検討を行う事を目的とする。 また発達障害の初診待機については、平成31年3月より発達障害診断待機解消事業を実施しているが、地域からは、なお診断待機期間の長さを指摘されている。専門医の養成には限りがあることから、この時期における家族のニーズの整理も必要と考える。診断ニーズのある家族の本当に必要な支援を整理することを目的とする。

想定される事業の手法・内容	・有識者による療育手帳関連調査や研究の内容を踏まえた、療育手帳の運用の統一化による判定や支援の場における運用に向けた提言等 ・有識者による議論のために、必要に応じてアンケートやヒアリング等の追加調査による情報収集を検討 ・都道府県と政令市、関係団体等へのアンケート調査 有識者会議等の開催 無 ☒ (10 名程度 × 3~4 回程度開催) ワーキンググループの開催 無 ☒ (6 名程度 × 3 回程度開催) シンポジウム・研修等開催 ☐ 有 (名規模 × 回程度開催) アンケートの実施 無 ☒ (1000 機関規模 × 1 回程度実施) ヒアリングの実施 無 ☒ (67 自治体 × 1 回程度実施) (300 名規模 × 1 回程度実施) (20~30 名程度 × 1 回程度実施)
求める成果物の活用方法 (施策への反映)	・療育手帳の判定の統一化の検討に伴い、科学的な根拠に基づき、判定が難しいケースの判定方法・基準についても整理、判定基準の変更に伴う影響に対する対応策について一定の方向性を示す。 ・実際の判定に係る児童相談所・知的障害者更生相談所・自治体などに向けて運用がしやすいようより具体的な方法や課題の整理を行うことで療育手帳の判定の統一化の速やかな導入につながる。 ・発達障害診断待機解消事業等の再検討の材料とする 成果報告書印刷・納本 ※必須 ☒ 10 部印刷・納本及び WEB 公開 パンフレット等の作成 ☐ 有 (部印刷・配布 / WEB 公開)
担当課室名 (内線番号)	企画課課長補佐 (内線 3019)

**令和7年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題3	共生社会に関する基本理念等の普及啓発に関する調査研究
補助基準額	12,000 千円を上限とする
事業概要	津久井やまゆり園の事件を踏まえ、障害者基本法及び障害者総合支援法の共通の目的である「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会を実現する」ため、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念」等についての普及啓発を行う取り組みの状況を把握し、より一層の普及啓発を図るための方策の検討を行う。
指定課題を設定する背景・目的	津久井やまゆり園の事件を踏まえ、平成30年度から厚生労働省において「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業」により、障害者施設従事者に対する研修等の取り組みを実施しているが、令和8年には津久井やまゆり園の事件から10年を迎えることや令和6年7月の「第1回障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」において「障害者に対する偏見差別、優生思想の根絶に向け、政府一丸となって取り組んで」いくという方針が示されたことも踏まえ、より一層の理念の普及啓発を図るため、「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業」の研修受講者による普及啓発活動の状況を含め、自治体、障害者施設等における取り組みを把握するとともに、自治体、障害者施設等に普及啓発の取り組みを広げることを含めた今後の取り組みの方策に関する検討を行うことを目的とする。
想定される事業の手法・内容	○共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業の研修受講者に対するアンケート調査 <アンケート項目例> ・研修内容を踏まえた普及啓発活動の状況 ・研修受講者が普及啓発活動を効果的に行うための研修内容への要望 ○都道府県、市区町村に対するアンケート調査 <アンケート項目例> ・障害福祉分野における障害者差別、優生思想の根絶等を含む普及啓発に関する取り組みの状況（研修等） ・障害福祉以外の分野と連携した普及啓発等の実施の状況 ○障害者差別、優生思想の根絶等を含む普及啓発に関する障害福祉分野以外の取り組みに関する文献調査、ヒアリングの実施 ○障害者の結婚・出産・子育て等に関する意識啓発の方法等について必要な調査 ○有識者、自治体関係者、障害者施設関係者、障害当事者、普及啓発活動を行っている者等による検討委員会及びWGの開催、報告書のとりまとめ 有識者会議等の開催 無 ☒ （ 10 名程度 × 3 回程度開催 ）

	ワーキンググループの開催 無 ☒ 有 (3WG 各3 名程度× 各3 回程度開催) シンポジウム・研修等開催 ☐ 無 ☐ 有 (名規模× 回程度開催) アンケートの実施 無 ☒ 有 (600 名規模× 1 回程度実施) ヒアリングの実施 無 ☒ 有 (67 自治体× 1 回程度実施) (10 名程度× 1 回程度実施) (5 自治体× 1 回程度実施)
求める成果物の活用方法 (施策への反映)	「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業」の内容の充実等、今後の共生社会の理念等の普及啓発の推進を図るための検討の基礎資料とする。 成果報告書印刷・納本 ※必須 10 部印刷・納本及びWEB公開 パンフレット等の作成 ☐ 無 ☐ 有 (部印刷・配布 / WEB公開)
担当課室名 (内線番号)	企画課人材養成・障害認定係 (内線 3029)

**令和7年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 4	特別児童扶養手当（精神の障害）の等級判定ガイドラインの運用上の課題等に関する調査研究																																																	
補助基準額	8,000 千円を上限とする																																																	
事業概要	厚生労働科学研究において作成された特別児童扶養手当（精神の障害）の等級判定ガイドライン案等について、認定機関である都道府県・指定都市が運用する際に生じ得る課題や影響等について調査を行う。																																																	
指定課題を設定する背景・目的	近年、精神の障害について特別児童扶養手当の支給対象障害児の数が増加している。また、認定請求に対する却下率に地域差があるなど、認定における自治体間の地域差が生じている。 こうした中、これまでの厚生労働科学研究において、認定における自治体間の地域差があることが明らかとなり、その適正化を図るため、「特別児童扶養手当（精神の障害）に係る等級判定ガイドライン案」や「認定診断書改定案」等が作成された。 本事業では、手当の認定機関である都道府県・指定都市に対し、作成されたガイドライン案等が運用される際に生じる課題や、ガイドライン案等を活用することにより判定に与える影響等について調査を行い、ガイドライン作成等に向けての基礎資料を得ることを目的とする。 具体的には、自治体担当者へのアンケートや、自治体が委託する審査医に当該ガイドラインを参照してもらい審査を行った場合に判定に与える影響等の調査を行う。																																																	
想定される事業の手法・内容	・ 都道府県・指定都市の担当者、審査医へのアンケート調査の作成及び実施 ・ 都道府県・指定都市の担当者、審査医、有識者に対するヒアリング等の実施 ・ アンケートとヒアリング等の結果を踏まえた報告書の作成 <アンケート内容例> ・ 等級判定ガイドライン案等の内容に関する意見 ・ 等級判定ガイドライン案等の運用に関する課題 ・ 等級判定ガイドライン案等を活用することによって判定に与える影響 <table border="0"> <tr> <td>有識者会議等の開催</td><td>☐無</td><td>有</td><td>(</td><td>名程度×</td><td>回程度開催</td><td>)</td></tr> <tr> <td>ワーキンググループの開催</td><td>☐無</td><td>有</td><td>(</td><td>名程度×</td><td>回程度開催</td><td>)</td></tr> <tr> <td>シンポジウム・研修等開催</td><td>☐無</td><td>有</td><td>(</td><td>名規模×</td><td>回程度開催</td><td>)</td></tr> <tr> <td>アンケートの実施</td><td>無</td><td>☒有</td><td>(</td><td>67 自治体×</td><td>1～3 回程度実施</td><td>)</td></tr> <tr> <td>ヒアリングの実施</td><td>無</td><td>☒有</td><td>(</td><td>10 自治体×</td><td>1 回程度実施</td><td>)</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>(</td><td>5～10 審査医×</td><td>1 回程度実施</td><td>)</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>(</td><td>3～5 有識者×</td><td>3 回程度実施</td><td>)</td></tr> </table>	有識者会議等の開催	☐ 無	有	(	名程度×	回程度開催	)	ワーキンググループの開催	☐ 無	有	(	名程度×	回程度開催	)	シンポジウム・研修等開催	☐ 無	有	(	名規模×	回程度開催	)	アンケートの実施	無	☒ 有	(	67 自治体×	1～3 回程度実施	)	ヒアリングの実施	無	☒ 有	(	10 自治体×	1 回程度実施	)				(	5～10 審査医×	1 回程度実施	)				(	3～5 有識者×	3 回程度実施	)
有識者会議等の開催	☐ 無	有	(	名程度×	回程度開催	)																																												
ワーキンググループの開催	☐ 無	有	(	名程度×	回程度開催	)																																												
シンポジウム・研修等開催	☐ 無	有	(	名規模×	回程度開催	)																																												
アンケートの実施	無	☒ 有	(	67 自治体×	1～3 回程度実施	)																																												
ヒアリングの実施	無	☒ 有	(	10 自治体×	1 回程度実施	)																																												
			(	5～10 審査医×	1 回程度実施	)																																												
			(	3～5 有識者×	3 回程度実施	)																																												

求める成果物の活用方法 (施策への反映)	特別児童扶養手当の精神の障害における認定に係る地域差の解消に向け、特別児童扶養手当の認定に関するガイドラインの策定等に関する検討を進めるための基礎資料とする。 成果報告書印刷・納本 ※必須 10 部印刷・納本及び WEB 公開 パンフレット等の作成 無 有 (部印刷・配布 / WEB 公開)
担当課室名 (内線番号)	企画課手当係 (内線 3025)

**令和7年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 5	障害福祉サービス事業所等に対する効果的・効率的な指導監査等に関する調査研究
補助基準額	10,000 千円を上限とする
事業概要	自治体が障害福祉サービス事業所等に対する運営指導及び監査を効果的・効率的に実施できるよう、自治体へのアンケート調査及びヒアリングの結果を踏まえ、運営指導及び監査の事務に関する課題を整理し、「障害福祉サービス事業所等に対する運営指導マニュアル（仮称・案）」及び「障害福祉サービス事業所等に対する監査マニュアル（仮称・案）」を作成する。
指定課題を設定する背景・目的	障害福祉サービス事業所等において不正事案による行政処分が減少しない現状等を踏まえ、自治体が実施する障害福祉サービス事業所等に対する運営指導及び監査に関する課題を整理し、「障害福祉サービス事業所等に対する運営指導マニュアル（仮称・案）」及び「障害福祉サービス事業所等に対する監査マニュアル（仮称・案）」を作成することを目的とする。
想定される事業の手法・内容	・ 障害福祉サービス事業所等の運営指導及び監査について、自治体へのアンケート調査及びヒアリングを実施する。 ・ 有識者及び自治体の職員から構成される検討委員会を開催し、アンケートの調査項目やマニュアルの内容について議論する。 ・ 「障害福祉サービス事業所等に対する運営指導マニュアル（仮称・案）」には、「確認項目及び確認文書」の作成を含む。 ・ 「障害福祉サービス事業所等に対する監査マニュアル（仮称・案）」には、「処分基準の考え方の例」の作成を含む。 ・ これらのマニュアル等については、介護保険分野を参考に作成する。 有識者会議等の開催 無 ☒ (5 名程度× 4 回程度開催) ワーキンググループの開催 ☐ 有 (名程度× 回程度開催) シンポジウム・研修等開催 ☐ 有 (名規模× 回程度開催) アンケートの実施 無 ☒ (129 名規模× 1 回程度実施) ヒアリングの実施 無 ☒ (3 名程度× 1 回程度実施)
求める成果物の活用方法 (施策への反映)	・ 自治体が実施する運営指導及び監査の実態を把握し、今後の施策の検討に生かすとともに、自治体が効果的・効率的に運営指導及び監査等を実施できるよう、本推進事業で作成いただいた案を基に、「障害福祉サービス事業所等に対する運営指導マニュアル」及び「障害福祉サービス事業所等に対する監査マニュアル」を策定し、自治体に対して周知予定。 成果報告書印刷・納本 ※必須 10 部印刷・納本及びWEB 公開 パンフレット等の作成 ☐ 有 (部印刷・配布 / WEB 公開)

担当課室名
(内線番号)

企画課監査指導室／(内線 3062)

**令和7年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 6	地域生活支援事業における移動支援事業等の利用状況等に関する調査研究
補助基準額	18,000 千円を上限とする
事業概要	障害者総合支援法に基づき、地方公共団体が実施する地域生活支援事業のうち、移動支援事業等の利用状況や従事者等について、実態把握等を行う。
指定課題を設定する背景・目的	地域生活支援事業は、地方公共団体が地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟に実施する事業として実施されているが、令和4年の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議において「地域生活支援事業により実施されている移動支援について、個別給付とすることも含め、その見直しを検討すること。」とされていることなどから、移動支援事業や訪問入浴サービスに関し、検討に必要な実態把握を行う。 併せて、地域生活支援事業のうち、日常生活用具給付等事業について、自治体において支給対象としている用具の種目や基準額について実態把握を行う。
想定される事業の手法・内容	①自治体へのアンケート調査 （移動支援事業・訪問入浴サービス） ・「障害種別」「障害者支援区分」「年齢階層」ごとの利用者数 ・報酬の基準、加算の有無の設定状況 ・人員の配置基準や必要な設備の基準、安全確保体制の基準の設定状況 （日常生活用具） ・支給対象種目、基準額の設定状況 ②自治体を経由した移動支援事業所・訪問入浴サービス事業所へのアンケート調査 ・事業所の障害福祉サービス事業所や介護保険サービスとの併設状況 ・従業者数、役職の配置状況 ・従業者の保有する資格や研修の受講状況 ・利用者の年齢・障害の程度・状態像、利用者ごとの利用時間、利用目的、利用者の障害の程度等に応じた従業者の配置人数等 有識者会議等の開催 無 ☒有 (6 名程度× 4 回程度開催) ワーキンググループの開催 ☐無 有 (名程度× 回程度開催) シンポジウム・研修等開催 ☐無 有 (名規模× 回程度開催) アンケートの実施 無 ☒有 (（上記①について） 1741 市区町村× 1 回程度実施) （上記②について）

	・ 移動支援事業所 約 2000 事業所 × 1 回程度実施 ・ 訪問入浴サービス事業所 全 1563 事業所 × 1 回程度実施
	ヒアリングの実施 無 有 (名程度 × 回程度実施)
求める成果物の活用方法 (施策への反映)	次期制度見直しに向けた参考資料とする。 成果報告書印刷・納本 ※必須 10 部印刷・納本及び WEB 公開 パンフレット等の作成 無 有 (部印刷・配布 ／ WEB 公開)
担当課室名 (内線番号)	企画課 自立支援振興室 地域生活支援調整官 (内線 3510)

**令和 7 年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 7	補装具費の原材料等価格及び従業員給与に関する調査研究
補助基準額	12,000 千円を上限とする
事業概要	補装具の原材料等仕入価格や輸送コスト、従業員給与等の実態を調査することにより、令和 9 年度告示基準額改定のための基礎資料を作成する。
指定課題を設定する背景・目的	令和 9 年度告示価格改定に向けた基礎資料の作成のため、近年の物価高や為替相場の変動に加え、物流価格の高騰等を鑑み、補装具の原材料価格や輸送コストについて網羅的な実態把握を行うとともに、補装具を採型、適合する義肢装具士だけではなく、補装具を製作している技術者の給与水準についても実態把握を行う。
想定される事業の手法・内容	○検討会・ワーキンググループの設置 ・調査手法や調査結果について、検討委員会及びワーキンググループにて内容を検討する。 ○ヒアリングの実施 ・補装具の原材料販売事業者及びメーカーに対して、卸価格表を入手し、輸送コスト等も含め価格の実態についてヒアリングを実施する。 ○アンケートの実施 ・補装具事業者にて勤務する従業員に対し、給与及び社会保険加入状況についてアンケート調査を行う。 有識者会議等の開催 無 ☒ (10 名程度 × 4 回程度開催) ワーキンググループの開催 無 ☒ (5 名程度 × 2 回程度開催) シンポジウム・研修等開催 ☒ 有 (名規模 × 回程度開催) アンケートの実施 無 ☒ (1,000 事業者規模 × 1 回程度実施) ヒアリングの実施 無 ☒ (50 名程度 × 2 回程度実施)
求める成果物の活用方法 (施策への反映)	令和 9 年度補装具費支給算定基準にかかる告示価格改定のための基礎資料とする。 成果報告書印刷・納本 ※必須 20 部印刷・納本及び WEB 公開 パンフレット等の作成 ☒ 有 (部印刷・配布 / WEB 公開)
担当課室名 (内線番号)	企画課自立支援振興室機器係／福祉用具専門官（内線 3511）

**令和 7 年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 8	全国の障害福祉施設における障害者による文化芸術活動の実態把握に資する調査研究
補助基準額	12,000 千円を上限とする
事業概要	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第 2 期）」に定められた、第 2 期基本計画期間において目指す目標の進捗指標に必要な全国の障害福祉施設における障害者による文化芸術活動の実態把握に資する調査研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第 2 期）」（以下、「第 2 期基本計画」という）は計画期間が令和 9 年度までであり、令和 10 年度より第 3 期計画期間を迎える。このため、令和 8～9 年度において第 3 期計画策定を行う予定であることから、第 2 期基本計画に規定された目標の一つである「福祉施設等の連携等による、障害者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実」の進捗指標「福祉施設における障害者の文化芸術活動に関する取組状況（鑑賞・創造・発表・販売等・連携）」を令和 7 年度中に測ることが求められている。 本研究においては、令和 6 年度に実施された「全国の障害福祉施設における障害者による文化芸術活動に関する実態把握の在り方に関する研究」を通じて得られたアンケート調査票および研究結果を継続的に活用し、ウェブアンケート調査とヒアリング調査、それらの結果分析により、全国の障害福祉施設における障害者による文化芸術活動に関する取組状況の実態把握を行うこととする。 さらに、本研究を通じて全国の障害福祉施設等における各取組の成果や課題等を洗い出すことで、障害者芸術文化活動普及支援事業の施策において、全国の障害者芸術文化活動支援センター等がより広範に適切な相談支援・人材育成等を行うことが可能となる。
想定される事業の手法・内容	○専門家による検討委員会の設置、開催（検討事項） ・アンケート調査方法及び調査内容への助言 ・調査結果の分析及び第 1 期基本計画期間中に実施された先行調査との比較分析 ○ウェブアンケート調査 ・令和 6 年度に実施した調査研究結果を踏まえたウェブアンケートの実施（依頼・送信・回収） ・ウェブアンケート調査結果の取りまとめ、クロス集計・先行調査との比較分析等 ○ヒアリング調査の実施

	・ウェブアンケート調査結果を元にした、障害福祉施設に対するヒアリング（質的調査の実施） ・障害者芸術文化活動広域支援センター、支援センター等に対するヒアリング（関連施策を行う団体への状況把握や質的調査の実施） ○調査研究報告書の作成 有識者会議等の開催 無 ☒有 （ 4 名程度× 3 回程度開催 ） ワーキンググループの開催 ☒無 有 （ 名程度× 回程度開催 ） シンポジウム・研修等開催 ☒無 有 （ 名規模× 回程度開催 ） アンケートの実施 無 ☒有 （ 46,000 件規模× 1 回程度実施 ） ヒアリングの実施 無 ☒有 （ 20 名程度× 1 回程度実施 ）
求める成果物の活用方法 （施策への反映）	・本研究で得られる調査結果を、第2期基本計画期間中の進捗指標のエビデンスとして、第3期計画策定（策定期間：令和8～9年度）に資する情報・データとして取得する。 ・学識経験者によって構成される「障害者文化芸術活動推進有識者会議」による第3期計画策定時の資料として活用。 ・障害者芸術文化活動普及支援事業において、障害者芸術文化活動支援センターの取組内容（相談支援、情報収集、人材育成等）や施策の方向性を見直す際の資料として用いる。 成果報告書印刷・納本 ※必 20 部印刷・納本及びWEB公開 須 パンフレット等の作成 ☒無 有 （ 部印刷・配布 ／ WEB公開 ）
担当課室名 （内線番号）	企画課自立支援振興室／障害者文化芸術計画推進官（内線 3079）

**令和 7 年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 9	身体障害者補助犬使用者の災害時の対応に関する調査
補助基準額	6,000 千円を上限とする
事業概要	身体障害者補助犬使用者の災害時の避難について、使用者も含めた避難所の受入対応の現状や先駆的な救助活動の事例を調査し、使用者及び補助犬に対する留意点などをまとめて自治体に周知する。
指定課題を設定する背景・目的	補助犬使用者の災害時の避難について、ある消防署では補助犬も同伴して補助犬使用者を対象に救助訓練を実施するなど、災害時にユーザーと補助犬を安全に救助するための手法を先駆的に検討され実施している。また、近年の自然災害の状況を踏まえ、避難から避難所の開設・運営訓練を実施している自治体もあり、同伴を拒否されることがある避難所における補助犬と使用者の円滑な受け入れは喫緊の課題となっている。 このようなことから、全国の避難所の補助犬使用者の受入れ状況や消防署等の取組事例について調査研究し、補助犬ユーザーの避難や救助の際に配慮すべき事項等をまとめ、全国の自治体に周知することで災害時に備えた対応を促していく。
想定される事業の手法・内容	○有識者による検討会 ○市町村へのヒアリング ○市町村向けのアンケート調査の実施 ○報告書とリーフレットの作成 有識者会議等の開催 無 ☒ (9 名程度 × 3 回程度開催) ワーキンググループの開催 ☐ 有 (一 名程度 × 一 回程度開催) シンポジウム・研修等開催 ☐ 有 (一 名規模 × 一 回程度開催) アンケートの実施 無 ☒ (1,700 名規模 × 1 回程度実施) ヒアリングの実施 無 ☒ (3 名程度 × 2 回程度実施)
求める成果物の活用方法（施策への反映）	○身体障害者補助犬の推進にかかる取組企画の参考資料とする。 ○身体障害者補助犬法の趣旨の普及啓発にかかる好事例について、自治体への周知を図るとともに、自治体が実施する普及啓発事業において活用いただくことを促す。 成果報告書印刷・納本 ※必須 13 部印刷・納本及び WEB 公開 パンフレット等の作成 無 ☒ (一 部印刷・配布 / WEB 公開)
担当課室名（内線番号）	企画課自立支援振興室／社会参加活動支援係（内線 3089）

**令和7年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 10	雇用された手話通訳者の労働と健康についての実態に関する調査研究																				
補助基準額	6,000 千円を上限とする																				
事業概要	自治体や民間団体に雇用されている手話通訳者の労働実態や、健康状態について把握し、今後の手話通訳者の適切な労働環境の整備に必要な取組を検討するための基礎資料を得ることを目的に調査研究を行う。																				
指定課題を設定する背景・目的	手話通訳者の業務上生じる脛肩腕障害等の健康問題への予防の必要があるが、現場における対応にまだまだ差があり、課題となっている。 また近年、新たなサービスである遠隔手話サービス・電話リレーサービス等の開始や、改正障害者差別解消法の施行に伴う手話通訳の活動の場の拡大など、手話通訳者の働き方も変化している。このようなことから、最近の動向を踏まえた労働実態や健康状態を把握し、多様化する利用者ニーズに応えるため、健康に配慮した手話通訳者の効率的な配置など、先駆的な取組等の周知などを通じて、手話通訳者の適切な労働環境の推進を図ることにより、手話通訳者の養成・派遣事業の充実に繋げるものである。																				
想定される事業の手法・内容	○アンケート調査 対象者：手話通訳を日常業務とし、福祉・医療・教育・労働の分野で自治体や公共機関及び各種団体などに雇用されている者 ○ヒアリング調査 対象者：手話通訳者を雇用する民間団体、電話リレーサービスや遠隔手話サービスの実施団体など ○報告書・好事例集の作成 <table border="0"> <tr> <td>有識者会議等の開催</td><td>無</td><td>☒有</td><td>(6 名程度 × 3 回程度開催)</td></tr> <tr> <td>ワーキンググループの開催</td><td>☒無</td><td>☒有</td><td>(名程度 × 回程度開催)</td></tr> <tr> <td>シンポジウム・研修等開催</td><td>☒無</td><td>☒有</td><td>(名規模 × 回程度開催)</td></tr> <tr> <td>アンケートの実施</td><td>無</td><td>☒有</td><td>(2,000 名規模 × 1 回程度実施)</td></tr> <tr> <td>ヒアリングの実施</td><td>無</td><td>☒有</td><td>(3 名程度 × 1 回程度実施)</td></tr> </table>	有識者会議等の開催	無	☒ 有	(6 名程度 × 3 回程度開催)	ワーキンググループの開催	☒ 無	☒ 有	(名程度 × 回程度開催)	シンポジウム・研修等開催	☒ 無	☒ 有	(名規模 × 回程度開催)	アンケートの実施	無	☒ 有	(2,000 名規模 × 1 回程度実施)	ヒアリングの実施	無	☒ 有	(3 名程度 × 1 回程度実施)
有識者会議等の開催	無	☒ 有	(6 名程度 × 3 回程度開催)																		
ワーキンググループの開催	☒ 無	☒ 有	(名程度 × 回程度開催)																		
シンポジウム・研修等開催	☒ 無	☒ 有	(名規模 × 回程度開催)																		
アンケートの実施	無	☒ 有	(2,000 名規模 × 1 回程度実施)																		
ヒアリングの実施	無	☒ 有	(3 名程度 × 1 回程度実施)																		
求める成果物の活用方法 (施策への反映)	過去の同種の調査研究等も活用したうえ、直近の状況を踏まえた健康対策を推進するための基礎資料とすることで、手話通訳者の養成・派遣事業等の充実に図る。 成果報告書印刷・納本 ※必須 13 部印刷・納本及び WEB 公開 パンフレット等の作成 無 ☒有 (100 部印刷・配布 / WEB 公開)																				
担当課室名 (内線番号)	企画課自立支援振興室情報・意思疎通支援係 (内線 3072)																				

**令和7年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 11	人口減少下における障害福祉サービスの提供体制のあり方に関する調査研究事業
補助基準額	12,000 千円を上限とする
事業概要	人口減少下において障害福祉サービスの提供体制を維持する観点から、各地域のサービス提供の現状を把握するとともに、効果的な人材確保・事業運営の方策などを調査・分析の上、今後の人口減少社会を見据えた障害福祉サービスの提供体制のあり方について検討を行い、報告書、好事例集を作成する。
指定課題を設定する背景・目的	今後の人口減少社会を見据え、介護分野でも 2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方の検討が進められているところ、障害福祉分野においても、特に小規模事業所が多い中で、人材不足への対応や、人口減少地域でのサービス確保など、今後を見据えた対応を検討していく必要がある。 このため、各地域におけるサービス提供の現状を把握するとともに、効果的・効率的な人材確保・定着・活用の取組や、事業運営の方策（多機能型事業所、共生型サービス、基準該当サービス、従たる事業所の活用、大規模化・協働化、連携法人等）等を把握・分析し、効果的な取組について横展開を図るとともに、今後の制度改正・報酬改定等に向けた障害福祉サービスの提供体制のあり方の検討材料を得ることを目的とする。
想定される事業の手法・内容	・ 検討委員会を設置し、調査項目、効果的な取組・方策等について検討 ・ 自治体、障害福祉サービス事業者（法人、事業所、職員）へのアンケート調査及びヒアリング調査（※） ・ 調査結果を踏まえた報告書及び好事例集の作成 （※）自治体（各都道府県・市町村）へのアンケート調査については担当課室が実施し、本事業ではその調査項目の検討、調査結果の集計・分析等を行う。 有識者会議等の開催 無 ☒ (5 名程度× 3 回程度開催) ワーキンググループの開催 ☐ 有 (名程度× 回程度開催) シンポジウム・研修等開催 ☐ 有 (名規模× 回程度開催) アンケートの実施 無 ☒ (12,500 名規模× 1 回程度実施) ヒアリングの実施 無 ☒ (10 事業所程度× 1 回程度実施)
求める成果物の活用方法 （施策への反映）	人口減少下における障害福祉サービス提供体制の確保に資する取組等を把握し、その内容を好事例集にまとめ、横展開を図るとともに、今後の障害福祉サービスの提供体制のあり方に係る施策の検討に活用する。 成果報告書印刷・納本 ※必須 10 部印刷・納本及び WEB 公開 パンフレット等の作成 無 ☒ (部印刷・配布 / ☒ WEB 公開)
担当課室名 （内線番号）	障害福祉課企画法令係（内線 3148）

**令和7年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 12	障害福祉サービス事業者等の指定の在り方に関する調査研究																				
補助基準額	10,000 千円を上限とする																				
事業概要	都道府県・政令市・中核市における指定事務の運用状況等について調査した上で、障害福祉分野における事業所指定の在り方について検討し、ガイドライン案を策定する。																				
指定課題を設定する背景・目的	障害福祉サービス事業については、様々な形態の事業者が参入しており、サービスの質の確保が課題となっている中、事業の入口となる指定事務が重要になるが、その運用状況は都道府県等ごとにばらつきがある状況。 令和6年度の調査研究においては、事業者指定の状況に関して一定の把握を行ったが、本調査では、総量規制を含む都道府県等における指定事務の運用状況等について更に詳細を調査の上、効果的な取組を分析し、ガイドライン案をまとめるとともに、今後の制度改正を見据えた事業所指定の在り方の検討材料を得ることを目的とする。 （参考） ○「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について」（令和5年12月22日閣議決定） ◆ 障害福祉サービスの地域差の是正 ・（略）共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討を行う。（略）																				
想定される事業の手法・内容	・ 有識者や自治体職員からなる検討委員会において、アンケート調査項目の検討や、効果的な事業所指定の在り方について検討 ・ アンケート調査により、指定事務の運用状況等について調査（※） ・ 検討委員会における議論やアンケート結果をまとめるとともに、自治体の指定事務に資するガイドライン案を策定する。 （※）自治体（各都道府県・市町村）へのアンケート調査については担当課室において行うため、本事業ではその調査項目の検討、調査結果の集計・分析等を行う。 <table border="0"> <tr> <td>有識者会議等の開催</td><td>無</td><td>☒有</td><td>（ 6 名程度 × 3 回程度開催 ）</td></tr> <tr> <td>ワーキンググループの開催</td><td>☐無</td><td>☒有</td><td>（ 名程度 × 回程度開催 ）</td></tr> <tr> <td>シンポジウム・研修等開催</td><td>☐無</td><td>☒有</td><td>（ 名規模 × 回程度開催 ）</td></tr> <tr> <td>アンケートの実施</td><td>無</td><td>☒有</td><td>（ 130 自治体規模 × 1 回程度実施 ）</td></tr> <tr> <td>ヒアリングの実施</td><td>無</td><td>☒有</td><td>（ 50 自治体程度 × 1 回程度実施 ）</td></tr> </table>	有識者会議等の開催	無	☒ 有	（ 6 名程度 × 3 回程度開催 ）	ワーキンググループの開催	☐ 無	☒ 有	（ 名程度 × 回程度開催 ）	シンポジウム・研修等開催	☐ 無	☒ 有	（ 名規模 × 回程度開催 ）	アンケートの実施	無	☒ 有	（ 130 自治体規模 × 1 回程度実施 ）	ヒアリングの実施	無	☒ 有	（ 50 自治体程度 × 1 回程度実施 ）
有識者会議等の開催	無	☒ 有	（ 6 名程度 × 3 回程度開催 ）																		
ワーキンググループの開催	☐ 無	☒ 有	（ 名程度 × 回程度開催 ）																		
シンポジウム・研修等開催	☐ 無	☒ 有	（ 名規模 × 回程度開催 ）																		
アンケートの実施	無	☒ 有	（ 130 自治体規模 × 1 回程度実施 ）																		
ヒアリングの実施	無	☒ 有	（ 50 自治体程度 × 1 回程度実施 ）																		

求める成果物の活用方法 (施策への反映)	障害福祉分野における指定の在り方に係る検討の基礎資料として活用するとともに、自治体の指定事務に資するガイドラインの策定の原案として活用 成果報告書印刷・納本 ※必須 10 部印刷・納本及び WEB 公開 パンフレット等の作成 無 ☒ (部印刷・配布 ☒ WEB 公開)
担当課室名 (内線番号)	障害福祉課企画法令係 (内線 3046)

**令和7年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 13	共同生活援助における運営の適正化に向けた研究
補助基準額	10,000 千円を上限とする
事業概要	共同生活援助におけるガイドラインに係るモデル研修を実施するとともに、共同生活援助における運営の適正化に向けた検討を行う。
指定課題を設定する背景・目的	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定チームにおいて、共同生活援助における支援の質を確保するため、ガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討すべきと取りまとめられた。 これを踏まえ、共同生活援助ガイドライン案（令和6年度障害者総合福祉推進事業において作成中）を活用したモデル研修を試行的に実施し、その実効性等を検証する必要がある。 併せて、収益目的による専門性の低い事業者や、遵守すべき法令等の内容を十分に把握していない事業者の参入によるサービスの質の低下が指摘されていることから、運営法人における内部牽制の在り方等を検討することで、共同生活援助における運営の適正化に資することを目的とする。
想定される事業の手法・内容	・ 令和6年度障害者総合福祉推進事業で作成された成果物を踏まえて研修カリキュラム等を作成し、モデル研修の実施及び実効性等の検証。 ・ 自治体等が研修時等で活用できる教材や素材等の開発。 ・ 法人種別ごとの内部牽制機能を整理するとともに、共同生活援助の運営法人の適正化のための手法についての検討。 有識者会議等の開催 無 ☒ (7 名程度 × 5 回程度開催) ワーキンググループの開催 無 ☒ (5 名程度 × 3 回程度開催) シンポジウム・研修等開催 無 ☒ (100 名規模 × 3 回程度開催) アンケートの実施 無 ☒ (100 名規模 × 3 回程度実施) ヒアリングの実施 ☐ 有 (名程度 × 回程度実施)
求める成果物の活用方法（施策への反映）	・ ガイドラインの作成や共同生活援助の運営の適正化に向けた検討をする際の基礎資料とする。 ・ 指定権者である自治体が共同生活援助を指定するプロセスや指定事業者に対する指導・研修時等において参考資料として活用してもらう。 成果報告書印刷・納本 ※必須 ☒ 10 部印刷・納本及び WEB 公開 パンフレット等の作成 有 (WEB 公開)
担当課室名（内線番号）	障害福祉課地域生活・発達障害者支援室地域移行支援係／ 障害福祉専門官（内線 3104）

**令和7年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 14	共同生活援助における重度障害者への生活支援に係る調査研究
補助基準額	12,000 千円を上限とする
事業概要	医療的ケアが必要な者も含め、共同生活援助における重度障害者に対する支援の現状や受入れが進まない阻害要因等を調査・分析し、重度障害者の受入れについての課題等を整理する。
指定課題を設定する背景・目的	共同生活援助は入所施設からの地域移行の推進において重要な役割を担っているが、障害者の重度化・高齢化に伴い重度障害者の受入体制の整備が課題となっている。特に、強度行動障害のある者や医療的ケアが必要な者に対応できる事業所の整備が進んでいないとの指摘がある。 また、重度障害者への対応のために導入された日中サービス支援型グループホームについては、社会保障審議会障害者部会報告書において、支援の必要性が乏しい者の日中の利用や適切な支援の実施について懸念される状況であり、制度の在り方について検討すべきと指摘されている。 これらを踏まえ、共同生活援助における制度の見直しに向けた検討材料として活用するため、現行制度の課題等を整理する必要がある。
想定される事業の手法・内容	・ 共同生活援助における医療的ケアが必要な者への支援の実態や支援量と入所や在宅での支援事例における支援量とを比較し検証。また他の重度障害者への支援との比較について過去の調査研究等を活用しての検証。 ・ 調査結果について分析等を行い、今後の共同生活援助における重度障害者への生活支援の方向性について整理する。 ・ 支援ニーズの把握や制度の見直しに向けた課題について自治体等への調査。 有識者会議等の開催 無 ☒ (15 名程度× 5 回程度開催) ワーキンググループの開催 無 ☒ (5 名程度× 2 回程度開催) シンポジウム・研修等開催 ☐ 有 (名規模× 回程度開催) アンケートの実施 無 ☒ (14,000 事業所× 1 回程度実施) ヒアリングの実施 無 ☒ (10 名程度× 1 回程度実施)
求める成果物の活用方法 (施策への反映)	次期報酬改定の基礎調査として活用する 成果報告書印刷・納本 ※必須 10 部印刷・納本及び WEB 公開 パンフレット等の作成 無 (部印刷・配布 / WEB 公開)
担当課室名 (内線番号)	障害福祉課地域生活・発達障害者支援室地域移行支援係／ 障害福祉専門官（内線 3104）

**令和7年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 15	障害福祉分野における手続負担の軽減に関する調査研究事業
補助基準額	10,000 千円を上限とする
事業概要	障害福祉サービス事業者等の手続負担軽減に向けて、有識者の参画を得て、特に要望の多い障害福祉サービス受給者証の様式及び関係手続の簡素化・標準化に必要な取組を行うとともに、その他の手続負担軽減関係事項の実態把握や検討を行う。
指定課題を設定する背景・目的	障害福祉サービス受給者証については、自治体毎に様式や関係手続にばらつきがあり、特に複数の自治体に事業所を持つ障害福祉サービス事業者等にとって手続負担の要因の一つとなっている。このため、事業者からは障害福祉サービス受給者証の様式及び関係手続の簡素化・標準化が強く要望されてきた。 このため、本調査研究事業を通じて、障害福祉サービス受給者証の様式や関係手続の業務フローの実態を把握するとともに、これらの標準化に向けて、分析・検討を行う。 また、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）に基づき設置された事業者要望専用窓口に寄せられた要望の整理及び対応の検討、自治体の取組状況・好事例の把握・整理、独自ルール of 把握・整理についても、引き続きの対応が必要であることから、本調査研究事業において継続的な取組を行う。
想定される事業の手法・内容	1. 障害福祉サービス受給者証の様式及び関係手続の把握 障害福祉サービス受給者証の発行、使用、更新、返納といった各手続（プロセス）について、複数の自治体における「As-is」（現状）の業務フローを検証する。業務フローの記述に当たっては、「地方公共団体の情報システム調達における機能要件の表記方法利用ガイド（平成27年3月 J-LIS）」を基準として、BPMN の手法を用いることを原則とする。その際、特に課題として指摘されている事項や自治体の規模等に留意しつつ、業務フローをパターン化するなど、相違点が明確になるよう整理する。また、受給者証の様式を収集し、これらの相違点についても明確になるよう整理する。 2. 障害福祉サービス受給者証の様式及び関係手続の標準化の検討 1の整理を参考として、障害福祉サービス受給者証の標準様式や関係手続の標準的な「To-be」（あるべき姿）の業務フローを検討する。その際、障害福祉サービス受給者証や関係手続の将来的な電子化も見据えることに留意する。 3. 事業者要望専用窓口に寄せられた要望の整理及び対応の検討 事業者要望専用窓口に寄せられた要望を整理するとともに、有識者の参画を得て改善等の対応を検討する。なお、要望の整理に当たっては、効率的な仕組みを取り入れて意見分解、分類、要約を行うこと。

	4. 手続負担軽減関係の自治体の取組状況・好事例の調査 自治体への書面調査等を通じて自治体の手続負担軽減関係の取組状況等の把握を行い、その内容を検討・公表できるよう整理する。また、令和6年度に法令上の措置を講ずることとしている標準様式等の原則化について、自治体の取組状況のフォローアップを行うとともに、更に必要な修正等があれば、取りまとめる。 5. 独自ルールの調査 文書の保存や提出に係る地方公共団体ごとの独自ルールで、地方公共団体ごとの相違があり、標準化・統一を検討した方がよいと感じていること等について事業所への書面調査等を通じて実態把握や分析等を行う。 有識者会議等の開催 無 ☒有 (10 名程度× 3 回程度開催) ワーキンググループの開催 ☐無 ☒有 (名程度× 回程度開催) シンポジウム・研修等開催 ☐無 ☒有 (名規模× 回程度開催) アンケートの実施 無 ☒有 (129 自治体 1 回程度実施) (1,000 事業所× 1 回程度実施) ヒアリングの実施 無 ☒有 (5 名程度× 4 回程度実施)
求める成果物の活用方法 (施策への反映)	障害福祉サービス受給者証に関する各プロセスに関する「To-be（あるべき姿）」の業務フロー及び障害福祉サービス受給者証の標準様式を取りまとめ、厚生労働省の「介護給付費等に係る支給決定事務等について」（事務処理要領）の改訂等の基礎資料とする。また、障害福祉サービス受給者証や関係手続の電子化も見据え、必要な基礎資料を得る。 加えて、事業者要望専用窓口に寄せられた要望、自治体や事業者への書面調査等を通じて得た要望や手続負担軽減の状況を有識者による議論や公表に耐えうるかたちで整理し、更なる手続負担軽減に向けた取組の基礎資料を得る。 成果報告書印刷・納本 ※必須 10 部印刷・納本及びWEB公開 パンフレット等の作成 ☐無 ☒有 (部印刷・配布 / WEB公開)
担当課室名 (内線番号)	障害福祉課企画法令係（内線 3101）

**令和7年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 16	重度障害者等の働き方や介助の実態把握及び訪問系サービスの国際比較に関する調査研究
補助基準額	12,000 千円を上限とする
事業概要	訪問系サービスを利用している重度障害者等の就労状況や就労形態等の実態を把握するとともに、諸外国における日本の訪問系サービスと同様又は類似の制度について、その制度の詳細や課題等について調査・分析を行う。
指定課題を設定する背景・目的	障害者総合支援法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、「重度障害者の職場及び通勤中における介護について、現在実施している雇用と福祉の連携による取組の実施状況や、重度障害者の働き方や介助の実態を把握した上で、連携の取組の改善及び支援の在り方について検討すること。」とされており、重度障害者の就労の支援の在り方等の検討が必要となっている。 また、諸外国におけるこれらと同様又は類似の制度について、その制度の詳細や課題について調査を行い、日本と各国間の状況等を比較分析する。
想定される事業の手法・内容	訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の事業所）を通じて、サービス利用者の就労状況や就労形態、就労時の介助等の支援の状況、就労希望等を把握する。 また、関係諸外国（5～6か国程度。イギリス、フランス、ドイツ、アメリカ、韓国、スウェーデンなどを想定するが、日本の訪問系サービスと同様又は類似の制度（特に重度訪問介護）があり、比較分析ができる国。）の制度の詳細（法律制度、利用者数や状態像、サービス提供の範囲、従業者の要件（資格等）、費用の負担割合（国や自治体等）、利用者負担額など）や課題等について文献調査を行い、日本と各国間の状況等を比較分析する。 ※調査研究の実施に当たっては、担当課の担当者と綿密に調整を行うこと。 有識者会議等の開催 ☐ 無 ☒ 有 （ 6 名程度 × 4 回程度開催 ） ワーキンググループの開催 ☐ 無 ☒ 有 （ 名程度 × 回程度開催 ） シンポジウム・研修等開催 ☐ 無 ☒ 有 （ 名規模 × 回程度開催 ） アンケートの実施 ☐ 無 ☒ 有 （ 訪問系サービスの 2,000～4,000 事業所程度 ） ※事業所へのアンケートの実施において、調査分析に必要な回答数が得られるよう、応募に当たっては、調査数を含め、調査方法を提案すること。 ヒアリングの実施 ☐ 無 ☒ 有 （ 名程度 × 回程度実施 ）
求める成果物の活用方法 （施策への反映）	重度障害者等の就労支援等の推進方策を図るための基礎資料と活用する。 成果報告書印刷・納本 ※必須 10 部印刷・納本及び WEB 公開 パンフレット等の作成 ☐ 無 ☒ 有 （ 部印刷・配布 / WEB 公開 ）

担当課室名 (内線番号)	障害福祉課訪問サービス係（担当：課長補佐）（内線 3116）
-----------------	--------------------------------

**令和7年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 17	障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究																				
補助基準額	11,000 千円を上限とする																				
事業概要	成年後見制度の見直しの検討状況や近年の障害者の取り巻く状況を踏まえ、障害者の意思決定支援・権利擁護における課題の整理や効果的な推進方策の検討等を行い、成果を取りまとめる。																				
指定課題を設定する背景・目的	現在、法務省の法制審民法部会において成年後見制度の見直しに向けた検討が進められている。その内容は、適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすることや、一定の期間制の制度とすること、本人の状況に合わせて交代を可能とすることなどが検討されており、これらの見直しに対応するためには、成年後見制度以外の意思決定支援や権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。 成年後見制度の見直しや令和9年度報酬改定の検討に向けて、障害者の意思決定支援・権利擁護のさらなる推進のための課題の把握を行い、効果的な推進方策の検討等を行うことを目的とする。																				
想定される事業の手法・内容	本事業では、以下の事項に関して、検討委員会（必要に応じてワーキンググループを設置）で検討を行いながら、調査・ヒアリング等により課題を把握した上で、意思決定支援・権利擁護の効果的な推進方策の検討等を行い、報告書等の成果物を作成する。 ①意思決定支援ガイドラインの見直しに関する検討 障害者への意思決定支援を取り巻く近年の状況を整理、意思決定支援のさらなる推進 ②施設・事業所による金銭管理支援等も含め、成年後見制度の見直し動向を踏まえた地域における意思決定支援・権利擁護支援の推進（障害分野） <table border="0"> <tr> <td>有識者会議等の開催</td><td>無</td><td>☒有</td><td>(10 名程度 × 3 回程度開催)</td></tr> <tr> <td>ワーキンググループの開催</td><td>☐無</td><td>☒有</td><td>(名程度 × 回程度開催)</td></tr> <tr> <td>シンポジウム・研修等開催</td><td>☐無</td><td>☒有</td><td>(名規模 × 回程度開催)</td></tr> <tr> <td>アンケートの実施</td><td>無</td><td>☒有</td><td>(5,000 名規模 × 2 回程度実施)</td></tr> <tr> <td>ヒアリングの実施</td><td>無</td><td>☒有</td><td>(5 名程度 × 10 回程度実施)</td></tr> </table>	有識者会議等の開催	無	☒ 有	(10 名程度 × 3 回程度開催)	ワーキンググループの開催	☐ 無	☒ 有	(名程度 × 回程度開催)	シンポジウム・研修等開催	☐ 無	☒ 有	(名規模 × 回程度開催)	アンケートの実施	無	☒ 有	(5,000 名規模 × 2 回程度実施)	ヒアリングの実施	無	☒ 有	(5 名程度 × 10 回程度実施)
有識者会議等の開催	無	☒ 有	(10 名程度 × 3 回程度開催)																		
ワーキンググループの開催	☐ 無	☒ 有	(名程度 × 回程度開催)																		
シンポジウム・研修等開催	☐ 無	☒ 有	(名規模 × 回程度開催)																		
アンケートの実施	無	☒ 有	(5,000 名規模 × 2 回程度実施)																		
ヒアリングの実施	無	☒ 有	(5 名程度 × 10 回程度実施)																		
求める成果物の活用方法（施策への反映）	上記の事業を総括的に報告書にまとめるとともに、各事項から見えた推進方策に対応した適切な成果物を作成する。 （例） ・意思決定支援ガイドラインについては、見直しの要否やその理由、エビデンス、見直し案の提示 ・金銭管理支援を含めた意思決定支援・権利擁護の推進については、現状の課題や考えられる対応策等の提示																				

	これらの成果物は、成年後見制度の見直し動向を踏まえた総合的な権利擁護支援施策を検討するための基礎資料とする。また、平成 28 年度に策定した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の見直しの要否や、令和 9 年度報酬改定における意思決定支援の取組推進の検討資料として活用していく。 成果報告書印刷・納本 ※必須 10 部印刷・納本及び WEB 公開 パンフレット等の作成 ☐ 無 ☐ 有 (部印刷・配布 / WEB 公開)
担当課室名 (内線番号)	障害福祉課 地域生活・発達障害者支援係／虐待防止対策・障害福祉専門官 (内線 3149)

**令和 7 年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 18	療養介護の在り方に係る調査研究
補助基準額	11,000 千円を上限とする
事業概要	療養介護における日中活動の実施状況や地域移行の状況等をアンケート調査やヒアリング調査を通じて把握するとともに、今後の療養介護の在り方について整理する。
指定課題を設定する背景・目的	療養介護（筋ジストロフィー病棟）の利用者に対する地域移行に関する希望等の調査は令和 2 年度に実施しているが、療養介護全体の実態調査は実施されていない。このため、療養介護全体の実態を把握するとともに、療養介護の在り方も整理し、次期報酬改定等のための基礎資料とする。
想定される事業の手法・内容	関係団体、有識者等による検討委員会を設置した上で、療養介護の利用者や療養介護事業者に対してヒアリング・アンケート調査を実施し実態を把握するとともに、療養介護の在り方を整理する。 有識者会議等の開催 無 ☒有 (10 名程度 × 4 回程度開催) ワーキンググループの開催 ☒無 有 () シンポジウム・研修等開催 ☒無 有 () アンケートの実施 無 ☒有 (260 事業所 1 回程度実施) ヒアリングの実施 無 ☒有 (2 名程度 × 10 回程度実施)
求める成果物の活用方法 (施策への反映)	令和 9 年度障害福祉サービス等報酬改定の基礎資料として活用する。 成果報告書印刷・納本 ※必須 10 部印刷・納本及び WEB 公開 パンフレット等の作成 ☒無 有 (部印刷・配布 / WEB 公開)
担当課室名 (内線番号)	障害福祉課福祉サービス係（内線 3091）

**令和7年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 19	障害福祉サービス利用者等の生活実態調査																																								
補助基準額	8,500 千円を上限とする																																								
事業概要	障害福祉サービス利用者等の生活実態ついてアンケート調査を実施し、報告書の作成を行う。																																								
指定課題を設定する背景・目的	障害福祉サービスの施策の検討にあたっては、そのサービス利用者である障害者の収入状況等を含めた生活実態を適切に把握することが必要である。一方で、国民生活に関しては、家計調査など既存の調査があるが、これらの既存調査から障害者に特化した情報を把握し、障害者の生活実態を正確に把握することは困難である。 令和元年度においても、「障害福祉サービスの利用実態調査」において、障害福祉サービス利用者等の暮らしの状況に関する調査として、住まいや家族の状況、障害福祉サービス等の利用状況、収入・支出の状況等について調査を実施しているが、本調査においては、これらの情報に加え、より詳細な状況も調査し、障害者の生活実態に関する基礎資料を作成することを目的とするものである。																																								
想定される事業の手法・内容	・ 障害福祉サービス利用者等へのアンケート調査（※） （障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、市町村を通じて実施） ・ 障害者の生活実態調査 ・ アンケート調査結果を踏まえた報告書の作成 （※）プライバシー確保のため、以下のような配慮を実施。 ・ 回答は無記名とする。 ・ 調査票の返送は、回答者から直接調査実施者に郵送する。 ・ 家族や施設職員による回答時の支援は本人が希望する場合のみとする。また、プライバシーマーク付与事業者に調査を委託することとし、本調査の回答情報については、取り扱いに十分留意し、統計的に処理するとともに、調査の目的以外の使用は一切ない旨を明記する。 <table border="0"> <tr> <td>有識者会議等の開催</td><td>☐</td><td>有</td><td>(</td><td>名程度×</td><td></td><td>回程度開催</td><td>)</td></tr> <tr> <td>ワーキンググループの開催</td><td>☐</td><td>有</td><td>(</td><td>名程度×</td><td></td><td>回程度開催</td><td>)</td></tr> <tr> <td>シンポジウム・研修等開催</td><td>☐</td><td>有</td><td>(</td><td>名規模×</td><td></td><td>回程度開催</td><td>)</td></tr> <tr> <td>アンケートの実施</td><td>☐</td><td>☒</td><td>(</td><td>6,000 名規模×</td><td>1</td><td>回程度実施</td><td>)</td></tr> <tr> <td>ヒアリングの実施</td><td>☐</td><td>有</td><td>(</td><td>名程度×</td><td></td><td>回程度実施</td><td>)</td></tr> </table>	有識者会議等の開催	☐	有	(	名程度×		回程度開催	)	ワーキンググループの開催	☐	有	(	名程度×		回程度開催	)	シンポジウム・研修等開催	☐	有	(	名規模×		回程度開催	)	アンケートの実施	☐	☒	(	6,000 名規模×	1	回程度実施	)	ヒアリングの実施	☐	有	(	名程度×		回程度実施	)
有識者会議等の開催	☐	有	(	名程度×		回程度開催	)																																		
ワーキンググループの開催	☐	有	(	名程度×		回程度開催	)																																		
シンポジウム・研修等開催	☐	有	(	名規模×		回程度開催	)																																		
アンケートの実施	☐	☒	(	6,000 名規模×	1	回程度実施	)																																		
ヒアリングの実施	☐	有	(	名程度×		回程度実施	)																																		
求める成果物の活用方法	障害福祉サービス利用者等の生活実態調査により得られた結果について、各種制度の検討資料として活用する。																																								

（施策への 反映）	成果報告書印刷・納本 パンフレット等の作成	※必須 ☐ 無 ☐ 有	10 （	部印刷・納本及び WEB 公開 部印刷・配布 ／ WEB 公開 ）
担 当 課 室 名 （内線番号）	障害福祉課企画法令係（内線 3148）			

**令和7年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 20	障害福祉現場の生産性向上に向けた調査研究事業
補助基準額	13,000 千円を上限とする
事業概要	障害福祉現場の生産性向上に向けた取組の有効性と効率性を高めるため、ロジックモデルを整理するとともに、生産性向上の好事例の収集・創出や評価指標の整理を行うことで、障害福祉分野における EBPM（エビデンスに基づく政策立案）を強化する。
指定課題を設定する背景・目的	障害福祉現場における生産性の向上を通じて、利用者に質の高い支援とサービスを提供するとともに、職員には働きがいのある環境と負担軽減を実現することが急務となっている。 しかし、現状では、障害福祉現場の生産性向上に向けた各種取組や相互関係が可視化されているとはいえず、また、これらの取組の評価指標についても必ずしも整理されていない。介護分野では、既に「介護現場の生産性向上のためのロジックモデル」や「介護現場の生産性向上に関するダッシュボード」が開発されているが、生産性向上が急務となっている障害福祉分野においても、各種取組が効果を発揮していくプロセスを可視化し、生産性向上に即した既存施策の改善や新規施策の立案を進めることが期待される。
想定される事業の手法・内容	1. 障害福祉現場の生産性向上に向けたロジックモデルの整理 介護分野における生産性向上のためのロジックモデルも踏まえつつ、障害福祉分野における生産性向上の目指すべき姿やそれに対応する成果・結果及び必要な取組を整理し、ロジックモデルの形式で可視化するとともに、評価指標を整理する。 2. 障害福祉分野における生産性向上に向けた課題整理 介護分野の生産性向上の取組と比較して、障害福祉分野の特性を踏まえた生産性向上の取組を進める上での課題を検討・整理する。 3. 生産性向上の事例収集及び実証研究 ロジックモデルに基づき、各事業所・施設レベルでの取組が具体的にどのような結果につながるかについて、事例収集を行うとともに、タイムスタディ調査等の手法を用いて、業務改善に関する実証的な研究を行う。その成果を踏まえ、必要に応じてロジックモデルの見直しを行う。 4. 生産性向上フォーラムの開催 本調査研究で得られた知見の広報と生産性向上関係者のネットワーク形成のため、生産性向上フォーラムを開催する。 有識者会議等の開催 無 ☒ （ 10 名程度 × 5 回程度開催 ）

	ワーキンググループの開催 ☐ 有 (名程度× 回程度開催) シンポジウム・研修等開催 ☐ 有 (250 名規模× 1 回程度開催) アンケートの実施 ☐ 有 (名規模× 回程度実施) ヒアリングの実施 ☐ 有 (5 名程度× 3 回程度実施)
求める成果物の活用方法 (施策への反映)	障害福祉現場の生産性向上の目指すべき姿や評価指標を整理するとともに、好事例を収集することで、生産性向上に向けたエビデンスに基づく既存施策の改善や新規施策の立案を推進する。 成果報告書印刷・納本 ※必須 10 部印刷・納本及び WEB 公開 パンフレット等の作成 ☐ 有 (部印刷・配布 / ☐ WEB 公開)
担当課室名 (内線番号)	障害福祉課企画法令係 (内線 3101)

**令和7年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 21	障害福祉分野における相談支援の実態等に関する調査研究
補助基準額	12,000 千円を上限とする
事業概要	計画相談支援をはじめとする地域における相談支援体制の現状、障害者総合支援法の改正や障害福祉サービス等報酬改定等の制度変更等に伴う影響等の把握とともに、課題や事例等について整理し、報告書を作成する。
指定課題を設定する背景・目的	障害児者の相談支援については、令和4年度に障害者総合支援法の改正により基幹相談支援センターや（自立支援）協議会等の強化を行ったほか、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において計画相談支援の充実を行った。 一方、介護分野においては、ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会を開催し一定の課題整理を行っているところ。 これらの状況から、必要な調査を実施して課題の整理を行い、障害福祉分野における相談支援の充実強化に向けた促進策の検討に繋げることを目的とする。
想定される事業の手法・内容	有識者や関係団体等による検討会やワーキンググループを設置して、基幹相談支援センターや各相談支援事業所に対する実態調査やタイムスタディ調査、ヒアリング調査等を実施する。 ＜主な視点＞ （１）地域の相談支援体制の充実・強化 ○各相談機関の運営状況 ○基幹相談支援センターの業務実態（総合相談・人材育成・地域作り）の把握 ○各相談機関等の連携状況（基幹相談支援センター・委託相談・計画相談・知的障害者相談員・身体障害者相談員など） ○地域における社会資源の開発等（好事例の収集等） （２）相談支援人材の確保・定着 ○主任相談支援専門員のタイムスタディ等も含めた業務実態等 ○主任相談支援専門員、相談支援専門員、相談支援員の役割分担や連携状況 ○相談支援人材の確保・育成・定着を図るための現状把握と方策の検討（潜在相談支援専門員の動向把握を含む） ○相談支援事業、人材の魅力発信の方策 有識者会議等の開催 無 ☒ (6 名程度 × 4 回程度開催) ワーキンググループの開催 無 ☒ (5 名程度 × 4 回程度開催) ①②（2チーム編成） シンポジウム・研修等開催 ☐ 有 (名規模 × 回程度開催) アンケートの実施 無 ☒ (1,000 事業所 × 1 回程度実施)

	ヒアリングの実施 無 ☒ (10 名程度× 1 回程度実施)
求める成果物の活用方法 (施策への反映)	調査結果等を報告書として取りまとめ、今後の施策（次期報酬改定の検討を含む）に資する基礎資料とする。 成果報告書印刷・納本 ※必須 10 部印刷・納本及び WEB 公開 パンフレット等の作成 無 ☒ (部印刷・配布 / ☒ WEB 公開)
担当課室名 (内線番号)	障害福祉課相談支援係／専門官（内線 3043）

**令和7年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 22	障害者の地域移行及び地域定着のための調査研究		
補助基準額	8,500 千円を上限とする		
事業概要	障害者支援施設からの地域移行について更なる推進を図るため、障害者の地域移行及び地域定着に係るサービスや地域生活支援拠点等の実態調査を実施するとともに、事業の普及に当たっての課題等を整理する。		
指定課題を設定する背景・目的	障害者総合支援法に規定する地域移行支援は、事業所数及び利用者数はともに低位で推移している上に、精神障害者以外の利用が進んでいない現状がある。さらに地域移行及び地域定着に関するサービスは、累次の制度改正により体系が複雑化し、わかりづらいとの指摘もある。 また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で新設された地域生活支援拠点等に関する加算については、地域移行支援事業の実施が要件とされたことも踏まえ、障害者の地域移行及び地域定着に係るサービスの現状や地域生活支援拠点等との連携の状況などの実態を把握し、障害者の地域移行の更なる推進を図る必要がある。		
想定される事業の手法・内容	○ 指定地域移行支援事業者 ・ 支援の実績及び支援内容等の実態の把握。 ・ 障害者支援施設からの地域移行支援について、調査及びヒアリング等を実施して支援の実態把握を行うとともに、地域移行支援が活用されている支援と比較するなどして活用できていない要因の分析を行う。 ○ 地域定着支援事業者・自立生活援助事業者 ・ 支援の実績及び実態の把握、令和6年度報酬改定の影響等について調査の実施（金銭管理に係る支援等の実態把握も含む）。 ○ 支援を提供している対象者像等について調査し、拠点機能強化事業所と一般の事業所との2群に差異があるかどうかの分析等を行う。 有識者会議等の開催 ☒ 有 (5 名程度 × 5 回程度開催) ワーキンググループの開催 ☐ 無 ☐ 有 (名程度 × 回程度開催) シンポジウム・研修等開催 ☐ 無 ☐ 有 (名規模 × 回程度開催) アンケートの実施 ☒ 有 (6,500 事業所 × 1 回程度実施) ヒアリングの実施 ☒ 有 (10 名程度 × 1 回程度実施)		
求める成果物の活用方法 (施策への反映)	次期報酬改定等の基礎調査とする 成果報告書印刷・納本 ※必須 10 部印刷・納本及びWEB公開 パンフレット等の作成 無 (部印刷・配布 / WEB公開)		

担当課室名 (内線番号)	障害福祉課地域生活・発達障害者支援室地域移行支援係／ 障害福祉専門官（内線 3104）
-----------------	--

**令和7年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 23	公認心理師の役割と養成の在り方等に関する調査研究																				
補助基準額	20,000 千円を上限とする																				
事業概要	公認心理師として養成する人材像、カリキュラム、試験それぞれの到達目標の整合性を図るなど、一貫した養成課程の構築を目指し、公認心理師の養成における課題を整理した上で必要な情報収集や評価等を行う。																				
指定課題を設定する背景・目的	・ 令和6年7月の社会保障審議会障害者部会において、公認心理師法附則第5条（法施行後5年の見直し規定）に基づく対応の報告の中で、適時に公認心理師カリキュラム等検討会を開催しより適正な実施を推進していくこととしている。 ・ 心理学の専門的知識及び技術をもつ公認心理師が、国民の心の健康の保持増進に寄与する上で果たすべき役割や求められる人材像を明確にし、公認心理師の更なる養成に向けて各施策に取り組む必要があり、公認心理師の養成における課題を整理し、検討に資する基礎資料を作成することを目的とする。																				
想定される事業の手法・内容	・ 公認心理師関係者（職能団体、養成団体、大学等の養成機関、保健医療・教育・福祉・司法/犯罪・産業/労働の5領域における現場指導者等）を対象として、公認心理師に求められる役割、知識および技能等に係る内容について調査を行う。 ・ また同調査において、現行の養成カリキュラムにおける実態を把握し、公認心理師として養成すべき人材像や到達目標を明らかにするとともに、公認心理師養成における課題を抽出する。 ・ なお、検討委員会やワーキンググループの構成員は、一部の団体や分野に極端に偏ることがないよう関連する公認心理師関係諸団体等から選定する。 ※以下の項目については、事業の実施状況に応じて、必要と判断された場合には修正を行う可能性がある。 <table border="0"> <tr> <td>有識者会議等の開催</td><td>無</td><td>☒有</td><td>(10 名程度 × 3 回程度開催)</td></tr> <tr> <td>ワーキンググループの開催</td><td>無</td><td>☒有</td><td>(10 名程度 × 4 回程度開催)</td></tr> <tr> <td>シンポジウム・研修等開催</td><td>☒無</td><td>有</td><td>(名規模 × 回程度開催)</td></tr> <tr> <td>アンケートの実施</td><td>無</td><td>☒有</td><td>(6,000 名規模 × 1 回程度実施)</td></tr> <tr> <td>ヒアリングの実施</td><td>無</td><td>☒有</td><td>(15 名程度 × 1 回程度実施)</td></tr> </table>	有識者会議等の開催	無	☒ 有	(10 名程度 × 3 回程度開催)	ワーキンググループの開催	無	☒ 有	(10 名程度 × 4 回程度開催)	シンポジウム・研修等開催	☒ 無	有	(名規模 × 回程度開催)	アンケートの実施	無	☒ 有	(6,000 名規模 × 1 回程度実施)	ヒアリングの実施	無	☒ 有	(15 名程度 × 1 回程度実施)
有識者会議等の開催	無	☒ 有	(10 名程度 × 3 回程度開催)																		
ワーキンググループの開催	無	☒ 有	(10 名程度 × 4 回程度開催)																		
シンポジウム・研修等開催	☒ 無	有	(名規模 × 回程度開催)																		
アンケートの実施	無	☒ 有	(6,000 名規模 × 1 回程度実施)																		
ヒアリングの実施	無	☒ 有	(15 名程度 × 1 回程度実施)																		
求める成果物の活用方法 (施策への反映)	今後開催予定の公認心理師カリキュラム等検討会において、大学・大学院等におけるカリキュラムの到達目標や公認心理師制度における養成の在り方等を検討するための基礎資料として活用する。 <table border="0"> <tr> <td>成果報告書印刷・納本</td><td>※必須</td><td>10</td><td>部印刷・納本及びWEB公開</td></tr> <tr> <td>パンフレット等の作成</td><td>☒無</td><td>有</td><td>(部印刷・配布 / WEB公開)</td></tr> </table>	成果報告書印刷・納本	※必須	10	部印刷・納本及びWEB公開	パンフレット等の作成	☒ 無	有	(部印刷・配布 / WEB公開)												
成果報告書印刷・納本	※必須	10	部印刷・納本及びWEB公開																		
パンフレット等の作成	☒ 無	有	(部印刷・配布 / WEB公開)																		

担当課室名 (内線番号)	精神・障害保健課 公認心理師制度推進室 公認心理師制度専門官（内線 3047）
-----------------	---

**令和 7 年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 24	多機関連携による退院促進措置を推進するための研究																												
補助基準額	4,000 千円を上限とする																												
事業概要	医療機関を含む多機関連携による退院促進措置を推進するために必要な方策及び質の向上のための研修資材の開発を行う。																												
指定課題を設定する背景・目的	令和 6 年度より令和 4 年精神保健福祉法改正の内容のうち、地域援助事業者の紹介の義務化等に係る事項が施行され、退院促進措置が強化されたことにより、これまで以上に医療、保健、福祉の各機関が分野横断的な連携を行うことが求められている。 そこで、令和 5 年度及び 6 年度障害者総合福祉推進事業の成果物（退院促進措置運用ガイドライン及びモデル研修）を踏まえた、退院促進措置に係る研修が全国的に実施されるよう、医療機関の退院後生活環境相談員、地域援助事業者及び行政職員等との連携を全国的に推進するための研修資材（講義動画や演習資料等）を開発するとともに、自治体や職能団体等に対して研修を実施し、退院促進措置の推進を目的とした研修の実施が促進されることを目的とする。																												
想定される事業の手法・内容	・ 医療機関と地域援助事業者及び行政職員との連携を推進し、退院促進措置を活用し質の高い支援が全国的に展開されることを目的とした研修資材（資料（ppt 形式）・動画等）を開発する。 ・ 開発資材を活用した研修の実施方法について、全国の自治体及び職能団体、関係団体等を対象とした研修を実施する。 ※以下の項目については、事業の実施にあたり、より良い成果を得るために必要と求められる場合は、事業の根幹に影響を与えない範囲で軽微な修正を行うことがあり得る。 <table border="0"> <tr> <td>有識者会議等の開催</td><td>無</td><td>☒有</td><td>(8 名程度 × 3 回程度開催)</td></tr> <tr> <td>ワーキンググループの開催</td><td>無</td><td>☒有</td><td>(10 名程度 × 5 回程度開催)</td></tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">計 2</td></tr> <tr> <td>シンポジウム・研修等開催</td><td>無</td><td>☒有</td><td>(50 名規模 × 対面 1 回程度開催)</td></tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">web 1</td></tr> <tr> <td>アンケートの実施</td><td>☒無</td><td>☒有</td><td>(名規模 × 回程度実施)</td></tr> <tr> <td>ヒアリングの実施</td><td>無</td><td>☒有</td><td>(5 名程度 × 1 回程度実施)</td></tr> </table>	有識者会議等の開催	無	☒ 有	(8 名程度 × 3 回程度開催)	ワーキンググループの開催	無	☒ 有	(10 名程度 × 5 回程度開催)	計 2				シンポジウム・研修等開催	無	☒ 有	(50 名規模 × 対面 1 回程度開催)	web 1				アンケートの実施	☒ 無	☒ 有	(名規模 × 回程度実施)	ヒアリングの実施	無	☒ 有	(5 名程度 × 1 回程度実施)
有識者会議等の開催	無	☒ 有	(8 名程度 × 3 回程度開催)																										
ワーキンググループの開催	無	☒ 有	(10 名程度 × 5 回程度開催)																										
計 2																													
シンポジウム・研修等開催	無	☒ 有	(50 名規模 × 対面 1 回程度開催)																										
web 1																													
アンケートの実施	☒ 無	☒ 有	(名規模 × 回程度実施)																										
ヒアリングの実施	無	☒ 有	(5 名程度 × 1 回程度実施)																										
求める成果物の活用方法（施策への反映）	本事業により作成された研修資材を全国の自治体及び職能団体、関係団体等に周知し、全国各地で退院後生活環境相談員、地域援助事業者及び行政職員を対象とした研修等が実施されることを通じて、分野横断的な連携を強化し、質の高い退院促進措置を推進する。 成果報告書印刷・納本 ※必須 10 部印刷・納本及び WEB 公開																												

	パンフレット等の作成 無 ☒ 有 (部印刷・配布 ☒ WEB 公開)
担当課室名 (内線番号)	精神・障害保健課 権利擁護支援官 (内線 2297)

**令和7年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 25	児童・生徒を対象とした心のサポーター養成プログラムの開発に関する調査研究
補助基準額	11,000 千円を上限とする
事業概要	児童・生徒を含む心のサポーターの更なる養成を図る観点から、心のサポーター養成の実施主体である自治体に対して児童・生徒向けの心のサポーター養成を行う際の課題等に係るアンケート調査を行う。 また、当該アンケート調査結果も踏まえ、児童・生徒向けの心のサポーター養成プログラムを開発する。
指定課題を設定する背景・目的	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、精神疾患や精神障害に関する普及啓発を推進することは、最も重要な要素の一つとされていることから、自治体を実施主体として「心のサポーター」の養成を行っている。 また、心のサポーター養成を推進するため、健康日本 21（第3次）では、令和15年度には心のサポーターを100万人とする目標が掲げられている。 他方、心のサポーター養成を行っている自治体からは、養成プログラムの内容や時間が児童・生徒向けとはいいがたく、児童・生徒を対象として学校等を巻き込んだ心のサポーターの養成が困難になっているとの指摘を受けており、10歳代の心のサポーターの養成実績は令和3年から5年度までの累積でも全体の1.9%に留まっている。 これらの状況を踏まえ、児童・生徒向けの心のサポーター養成プログラムを開発し、心のサポーター養成の更なる推進を図る。
想定される事業の手法・内容	児童・生徒向けに心のサポーター養成を実施したことがある自治体に対するヒアリング調査及び心のサポーター養成プログラムの作成に関与した有識者が参画する検討を行い、児童生徒向けの心のサポーター養成プログラム及び養成研修資材を開発する。開発した研修資材を用いて児童・生徒向けに心のサポーター養成研修を試行する。 有識者会議等の開催 無 ☒ (10 名程度 × 3 回程度開催) ワーキンググループの開催 無 ☒ (5 名程度 × 3 回程度開催) シンポジウム・研修等開催 無 ☒ (30 名規模 × 1 回程度開催) アンケートの実施 ☒ 有 (名規模 × 回程度実施) ヒアリングの実施 無 ☒ (5 名程度 × 1 回程度実施)
求める成果物の活用方法（施策への反映）	児童・生徒向けに心のサポーター養成を実施する自治体に対して、児童・生徒向けの心のサポーター養成プログラム及び養成研修資材を厚生労働省心のサポーター養成事業事務局が管理するホームページで公表する。 成果報告書印刷・納本 ※必須 10 部印刷・納本及びWEB公開 パンフレット等の作成 ☒ 有 (部印刷・配布 / WEB公開)

担当課室名
(内線番号)

精神・障害保健課 地域移行支援専門官（内線 3143）

**令和7年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 26	医療観察法における円滑な社会復帰を促進するための普及啓発等に係る研究																
補助基準額	5,000 千円を上限とする																
事業概要	医療観察法対象者の地域への受け入れをより円滑に実現することができるよう、普及啓発の方策等を検討する。																
指定課題を設定する背景・目的	医療観察法における入院処遇ガイドラインでは、ノーマライゼーションの観点も踏まえた社会復帰の早期実現がその目標・理念の一つとして掲げられており、被害者に対する共感性を養う試みを含む支持的精神療法等の治療に取り組むものとされているが、その具体的内容については必ずしも明らかではない。 また、医療観察法対象者が、社会復帰を目指して通院処遇や処遇終了へと移行する際に、医療や福祉を担う地域の関係機関（精神科病院・診療所、障害福祉サービス事業者、行政機関等）間で同法に基づく医療等に関する知見が十分ではないために、地域での受け入れが進みにくいことがある。 障害者基本計画（第5次）でも、医療観察法対象者の社会復帰の促進を図るため、同法対象者に対する差別の解消を進めることが求められている。 以上より、医療観察法における入院処遇での上記取組について具体例を踏まえつつ、医療観察法対象者の地域での受け入れに関わりうる関係機関に対し、同法に基づく医療等について周知を図り、同法対象者への差別や偏見を解消することで、地域での受け入れを促進し、同法対象者の円滑な社会復帰を実現できるよう、関係機関に対する普及啓発のために必要な方策や資材について検討する。																
想定される事業の手法・内容	・ ノーマライゼーションの観点も踏まえた社会復帰の早期実現に向けた取組（被害者に対する共感性を養う試みを含む）に関する事例収集 ・ 医療観察法対象者の地域移行に際して、地域の関係機関に受け入れを促す方法や手段についての実態把握 ・ 対象者の地域移行において連携する地域の関係機関に対して、指定入院医療機関の多職種チーム等が医療観察法に基づき提供される医療等について周知するためのわかりやすい資材（パンフレット）等の作成 ※以下の項目については、事業の実施にあたり、より良い成果を得るために必要と求められる場合は、修正を行うことがあり得る。 <table border="0"> <tr> <td>有識者会議等の開催</td><td>無</td><td>☒</td><td>(8 名程度 × 3 回程度開催)</td></tr> <tr> <td>ワーキンググループの開催</td><td>無</td><td>☒</td><td>(2 名程度 × 5 回程度開催)</td></tr> <tr> <td>シンポジウム・研修等開催</td><td>☒</td><td>有</td><td>(名規模 × 回程度開催)</td></tr> <tr> <td>アンケートの実施</td><td>無</td><td>☒</td><td>(35 施設規模 × 1 回程度実施)</td></tr> </table>	有識者会議等の開催	無	☒	(8 名程度 × 3 回程度開催)	ワーキンググループの開催	無	☒	(2 名程度 × 5 回程度開催)	シンポジウム・研修等開催	☒	有	(名規模 × 回程度開催)	アンケートの実施	無	☒	(35 施設規模 × 1 回程度実施)
有識者会議等の開催	無	☒	(8 名程度 × 3 回程度開催)														
ワーキンググループの開催	無	☒	(2 名程度 × 5 回程度開催)														
シンポジウム・研修等開催	☒	有	(名規模 × 回程度開催)														
アンケートの実施	無	☒	(35 施設規模 × 1 回程度実施)														

	ヒアリングの実施 無 ☒ (10 施設程度 × 2 回程度実施)
求める成果物の活用方法 (施策への反映)	本事業で作成した成果物を用いて医療観察法対象者の受け入れに関わりうる地域の関係機関に対して普及啓発が行われることで、同法対象者に対する理解が深まり、同法対象者の円滑な社会復帰が促進される。 成果報告書印刷・納本 ※必須 10 部印刷・納本及び WEB 公開 パンフレット等の作成 無 ☒ (部印刷・配布 ／ ☒ WEB 公開)
担当課室名 (内線番号)	精神・障害保健課 精神医療専門官 (内線 3147)

**令和7年度 障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）
指定課題個票**

指定課題 27	精神科病院における入退院支援等の実態把握及び課題についての研究
補助基準額	10,000 千円を上限とする
事業概要	精神科病院における入退院支援（入院時、退院時、退院後の支援）の具体的な支援内容、院内の支援体制及び院外の地域援助事業者等との連携状況等の実態調査を行い、入退院支援に係る基礎資料を作成する。また、入退院支援に関する事例のヒアリングを行い事例集としてまとめる。 把握された実態をもとに入退院支援に関する課題及びその解決策の検討を行う。
指定課題を設定する背景・目的	近年の地域精神保健医療福祉施策では、「地域生活中心」という理念を基軸としながら、精神障害者等の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、精神障害者等が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進している。 令和4年精神保健福祉法改正では、地域援助事業者の紹介の義務化等、退院促進措置の充実が図られ、精神科病院における入院期間短縮とケースマネジメントの更なる促進が求められている。 一方、精神科病院における入退院支援について、支援内容、院内の支援体制及び院外の地域援助事業者等との連携状況等の詳細は明らかではない。 以上のことから、入退院支援の実態を把握し、基礎資料を作成するとともに、課題及びその解決策の検討を行うことを目的とする。
想定される事業の手法・内容	・全国の精神科病院を対象として以下の観点から入退院支援における多職種・多機関の支援状況に係る調査を行う。 ①入院時の支援（入院前後の調整、早期アセスメント、カンファレンス等） ②退院時の支援（退院後生活環境相談員の活動内容、退院支援委員会等の開催状況（参加者、属性、検討内容等）、退院支援計画の内容、地域援助事業者の紹介状況、本人の面会の状況、退院後の支援の調整状況、退院前訪問や共同指導の状況等） ③退院後の支援（自院の外来部門又は他院への情報提供や退院支援計画の引き継ぎ状況、退院後の共同指導の状況、外来診療や障害福祉サービス等の利用状況等） ・入院時支援や退院時の計画及び支援の継続性を意識している事例に対するヒアリング及び事例集の作成。 ※以下の項目については、事業の実施にあたり、より良い成果を得るために必要と求められる場合は、事業の根幹に影響を与えない範囲で軽微な修正を行うことがあり得る。 有識者会議等の開催 無 ☒有 （ 10 名程度 × 3 回程度開催 ）

	ワーキンググループの開催 無 ☒ 有 (10 名程度 × 5 回程度開催) シンポジウム・研修等開催 ☐ 無 ☒ 有 (名規模 × 回程度開催) アンケートの実施 無 ☒ 有 (1,600 施設規模 × 1 回程度実施) ヒアリングの実施 無 ☒ 有 (5 名程度 × 1 回程度実施)
求める成果物の活用方法 (施策への反映)	本事業において取りまとめられた調査結果を踏まえつつ、翌年度以降の政策 (より具体的な調査研究、診療報酬等)に反映することを見込む。 成果報告書印刷・納本 ※必須 10 部印刷・納本及び WEB 公開 パンフレット等の作成 無 ☒ 有 (部印刷・配布 / ☒ WEB 公開)
担当課室名 (内線番号)	精神・障害保健課 相談支援専門官 (内線 3109)